

## 町文化賞・スポーツ賞の推薦について

文化、スポーツの分野で優秀な成績を収めた方ならびに永年にわたり普及振興に貢献された方々を対象に表彰を行います。選考基準に該当する個人、団体がありましたら推薦願います。

表彰式 3月1日(金) 18時30分 所える夢館はるにれホール

### 問合せ先

教育課社会教育係  
☎579・5801  
体育振興係  
☎574・2480

▽町文化賞・スポーツ賞の推薦についてほか

社協だより

役場だより

## 後期高齢者医療制度のお知らせ

保険料の年金天引きについて

### 問合せ先

北海道後期高齢者医療広域連合  
☎011・260・5601  
役場福祉課保険係  
☎574・2214

文化賞選考基準（個人および団体）	
①文化賞	全国規模のコンクールで入賞または全道規模のコンクールで最高賞の者（小中学生を除く）
②文化奨励賞	全道、道東規模のコンクールで入賞または管内規模のコンクールで最高賞の者（小中学生を除く）
③少年文化賞	全国規模のコンクールで入賞または全道規模のコンクールで最高賞の小中学生
④少年文化奨励賞	全道、道東規模のコンクールで入賞または管内規模のコンクールで最高賞の小中学生
⑤文化功績賞	文化振興に顕著な功績をあげた者

スポーツ賞選考基準（個人および団体）	
①スポーツ賞	全国規模の大会で入賞または全道規模の大会で優勝の者（小中学生を除く）
②スポーツ奨励賞	全道、道東規模の大会で入賞または管内規模の大会で優勝の者（小中学生を除く）
③少年スポーツ賞	全国規模の大会で入賞または全道規模の大会で優勝の小中学生
④少年スポーツ奨励賞	全道、道東規模の大会で入賞または管内規模の大会で優勝の小中学生
⑤スポーツ功績賞	①～④の指導者として、功績が顕著な者またはスポーツ団体の役員として功績が顕著な者
⑥特別賞	①～⑤に定めるほか、軽スポーツにおいて管内規模の大会で優勝、全国、全道、道東規模の大会で入賞した者

【推薦書】 教育課に備え付けてあります。  
【提出期限】 1月26日(金)までに教育課社会教育係(☎579-5801)、または、体育振興係(☎574-2480)へ提出してください。

令和5年6月以降に75歳になられた方や豊頃町へ転入された方などは、後期高齢者医療保険料を納付書による現金払いや口座振替で納付されていましたが、**令和6年度中に年金からの天引きに自動的に変更**になります。  
※「支払方法変更申出書」により、年金天引きを中止している方は除きます。

### 年金からの天引きに変更になる時期の目安

75歳になってはじめての	変更される時期
6月1日～10月2日に75歳になった方	4月の年金からの天引きに変更
10月3日～12月2日に75歳になった方	6月の年金からの天引きに変更
12月3日～2月2日に75歳になった方	8月の年金からの天引きに変更
2月3日～5月31日に75歳になった方	10月の年金からの天引きに変更

### 年金からの天引きの対象となる方

- ・年金受給額が年額18万円以上の方（豊頃町介護保険料が年金から引かれている方）
- ・介護保険料と後期高齢者保険料の合算額が年金受給額（老齢基礎）の2分の1を超えない方

### 年金天引きから口座振替に変更する場合

- 保険料を年金天引きではなく、口座振替での支払いを希望される方は「支払方法変更申出書」の手続きが必要です。
- 手続きは随時受付けていますが、年金天引きを停止して口座振替に切り替わるのに2～4か月かかる場合があります。希望される方は早めに手続きをしてください。（例：4月年金天引き停止は1月末までに手続きが必要）

#### 【手続きに必要なもの：預貯金通帳、通帳の届出印】

※国民健康保険税を口座振替納付していても引継がれません。  
改めて、「後期高齢者医療保険料」の口座振替の手続きが必要です。

## 令和6年1月から適用 産前産後期間相当分（4か月分）

## 国民健康保険税が免除されます！

### 問合せ先

役場福祉課保険係 ☎574・2214

## 対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。  
妊娠85日（4か月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。
- 出産予定日の6か月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

## 国民健康保険税の免除方法

- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月（または出産月）の前月から出産予定月（または出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。  
※産前産後期間相当分の所得割額と均等割額が保険税年額から減額されます。産前産後期間の保険税が0円になるとは限りません。

□□□□・・・産前産後期間（減額対象）

単胎の方	3か月前	2か月前	1か月前	出産予定月	1か月後	2か月後	3か月後
------	------	------	------	-------	------	------	------

多胎の方	3か月前	2か月前	1か月前	出産予定月	1か月後	2か月後	3か月後
------	------	------	------	-------	------	------	------

※多胎妊娠の場合は出産予定月（または出産月）の3か月前から6か月相当分が減額されます。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が減額されます。

□□□□・・・減額対象期間

令和5年8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月
		1か月前	出産月	1か月後	2か月後	

令和6年1月適用のため対象外

※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険料が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

- 保険税が減額された場合は、払いすぎた保険税は還付されます。

## 届出に必要な書類

- ・出産予定日が確認できる書類（母子健康手帳など）。  
※出産後に届出を行う場合は、出産日が確認できる書類。
- ・役場福祉課保険係へ届出をしてください。

▽産前産後期間相当分国民健康保険税の免除を受けたい方

社協だより

役場だより